

エステティックサロン認証基準・趣旨と解説・運用規程
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>0.4 認証の種類 (6ページ)</p>	<p>(イ) 「非継続型サロン認証」 継続型以外の事業を営むエステティックサロンを対象とする。但し、下記の①及び②を条件とする。 ①この認証を取得しようとするエステティックサロンは、申請時に0.4(ア)に係わる契約取引を行っておらず、また今後も同様のエステティックサービスの提供を行わないことを誓約する誓約書を提出し、当機構による確認を受けるものとする。 ②この認証を取得したエステティックサロンは、0.4(ア)に係わる契約取引を行うことはできない。「継続型」の形態を取る場合は、新たに0.4(ア)の認証を取得しなければならない。</p>	<p>(イ) 「非継続型サロン認証」 継続型以外の事業を営むエステティックサロンを対象とする。但し、下記の①及び②を条件とする。 ①この認証を取得しようとするエステティックサロンは、申請時に0.4(ア)に係わる契約取引を行っておらず、また今後も同様のエステティックサービスの提供を行わないことを誓約する誓約書を提出し、当機構による確認を受けるものとする。 ②この認証を取得したエステティックサロンは、0.4(ア)に係わる契約取引を行うことはできない。「継続型」の形態を取る場合は、新たに0.4(ア)の認証を取得しなければならない。 <u>「非継続型サロン」は、☆印のついた認証基準4.1(全項目)、4.2(全項目)、4.3(全項目)、4.4(4.4.4)、4.5(全項目)、4.6(全項目)について、適用を除外する。</u> <u>しかし、「非継続型サロン」の中には特定継続的役務提供契約(エステティックサービス提供の期間が1ヶ月を超えかつ契約金額が5万円を超える契約取引)に該当しないが、「5万円以下の金額かつ1ヶ月を超える期間継続する役務提供契約」、「5万円を超える金額かつ1ヶ月以下の期間継続する役務提供契約」、「5万円以下の金額かつ1ヶ月以下の期間継続する役務提供契約」の形態を取るサロンが考えられる。これらの3つのいずれかの形態に該当する契約取引を行っているサロンの場合には、特定商取引法制定の趣旨を踏まえ、消費者保護の立場から、認証基準4.6のうち☆印のついた中途解約に関する認証基準4.6.4、4.6.5、4.6.6を適用するものとする。</u></p>
<p>第五条 申請事業者要件 (38ページ)</p>	<p>⑤ 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている ⑧ 第三十二条の認証取消処分を受けたサロンを運営している</p>	<p>⑤ 「特定商取引に関する法律(以下、「特商法」という。)第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている ⑧ 第三十二条の規定に基づく認証取消処分を受けたサロンを運営している</p>

エステティックサロン認証基準・趣旨と解説・運用規程
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
第十五条 事業者審査 (41ページ)	<p>4. 現在認証サロンを運営している事業者が新規に追加のサロンを申請する場合、申請受理日が当該事業者に対する事業者審査実施年の翌年に限り事業者審査を書類審査にて実施する。</p> <p>但し、前年実施した事業者審査内容と比較して書面内容に変更があり、当該変更内容に起因し、現地審査が必要であると審査委員会が判断した場合は第3項により審査を実施する。</p>	<p>4. 現在認証サロンを運営している事業者が新規に追加のサロンを申請する場合、申請受理日が当該事業者に対する事業者審査実施年の翌年<u>(暦年)</u>に限り事業者審査を書類審査にて実施する。</p> <p>但し、前年実施した事業者審査の結果と比較して審査書類の記載内容に変更があり、当該変更内容に起因し、現地審査が必要であると審査委員会が判断した場合は第3項により審査を実施する。</p>
第十六条 サロン審査 (42ページ)	<p>5. 当機構は、事業者審査後、申請サロンの審査を実施する日を選定し、事前に申請事業者へ書面にて通知する。</p>	<p>5. 当機構は、事業者審査後、申請サロンの審査を実施する日時を選定し、事前に申請事業者へ書面にて通知する。</p>
第二十二条 申請内容の変更 (44ページ)	<p>認証事業者は、第八条に定める申請書類の中で当機構が指定する事項に関して、変更があったときは、変更の報告を速やかに書面にて当機構へ提出するものとする。</p>	<p>認証事業者は、第八条<u>(ア)、(イ)、(ウ)、(コ)、(サ)に定める申請書類その他当機構が指定する書類の内容</u>に関して、変更があったときは、変更の報告を速やかに書面にて当機構へ提出するものとする。</p>
第二十六条 サーベイランス での確認事項 (45ページ)	<p>(イ) 前回審査時の指摘箇所における改善計画への対応状況</p>	<p>(イ) 前回審査時の指摘事項に関する改善計画実施後の対応状況</p>
第二十七条 認証の更新 (46ページ)	<p>6. 認証事業者は、審査に必要な当機構の指定する書類に最新の内容を記載して提出するものとする</p>	<p>6. 認証事業者は、当機構の定める審査書類に最新の内容を記載して指定された期日までに提出するものとする。指定期日までに審査書類の提出が完了しない場合、当該サロンは、更新審査対象から除外されることがある。</p>

エステティックサロン認証基準・趣旨と解説・運用規程
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>第三十二条 認証の停止・取消 (47ページ)</p>	<p>当機構は、認証事業者が次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場合は、当該事実の発生日より認証サロンの認証を一旦停止とし、認証判定委員会の決議により認証を取り消すことができる。</p> <p>(ア) 本制度で定める順守すべき事項において重大な違反行為が認められた場合</p>	<p>当機構は、認証事業者が次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場合は、当該事実の発生日より当該事業者の運営するすべての認証サロンの認証を一旦停止とし、認証判定委員会の決議により認証を取り消すことができる。</p> <p>(ア) 特商法その他法令に違反する行為、及び本制度で定める順守すべき事項において重大な違反行為が認められた場合</p>
<p>第三十七条 個人情報保護 (49ページ)</p>	<p>当機構は、審査業務を行う上で申請事業者及び認証事業者の運営するサロン及び当該事業者から入手した個人情報を、個人情報保護法に基づき次の(ア)～(ウ)のように保護する。</p> <p>(ア) 個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に関わる範囲内とする。</p> <p>(イ) 個人情報を第三者に提供しない。第三者への提供が必要な場合には、あらかじめ申請事業者及び認証事業者の運営するサロン及び当該事業者の同意を得るものとする。</p> <p>(ウ) 申請事業者及び認証事業者の運営するサロン及び当該事業者からの個人情報の開示・訂正・削除の請求がある場合には、書面にて確認をした上で適切に対応するものとする。</p>	<p>当機構は、エステティックサロン認証事業を行う上で申請事業者及び認証事業者並びに当該事業者の運営するサロンから入手した個人情報の利用目的を、審査活動及び認証維持活動に関わる範囲内とし、当機構の「個人情報保護方針」並びに「個人情報保護管理規程」の定めるところに従って、適切にこれを取り扱う。</p>